

解を本
 の際を件
 の際を件
 に来し
 きた
 同から
 日提
 午出
 後、し
 、た
 公務
 員課
 課か
 から
 電話
 添第
 で別
 添二
 第の
 三通
 号り
 ので
 通あ
 り、
 〇こ
 〇れ
 〇そ
 〇了

給與の調整措置に関する件

（昭和四二年五月）

裏面白紙

裏面白紙

(別添第一号)

昭和三十四年一月二十五日

出席者
日總席
本司令部
側部

佐藤マツコイ次長、ソールター氏(給與係)、
岩沢建設次官、葛西厚生次官、下山運輸次官、松田商
工次官、鈴木通信次官、本山人專課長、中西労働
省秘書課長、黒連森海上保安廳長、栗山総理廳官房人專
課長、石黒連調部長、藤崎同行政課長、官房人專

先ず石黒連調部長から本日訪談の趣旨を大要次の通り説明
し、その要旨を書き物として提出した。

一、各省廳は新給與実施本部の諸通政令を厳格に解釈し、又さきに
受けたる給與実施本部の是正措置を一月中に講じて、つつあるが

UnauthORIZED PAY
その結果は重大なる問題を生ずるに過ぎず、更に少数の
即ち多数のものに給與水準を引揚げるに過ぎず、更に少数の
甚だしき結果なる。徴拾円を受取るに過ぎず、更に少数の
の持ち出しと結果なる。徴拾円を受取るに過ぎず、更に少数の
併しかかる結果なる。徴拾円を受取るに過ぎず、更に少数の
得ない。但しその中如何に妥し、ても不当で、法律の生ずる。

三、併しかかる結果なる。徴拾円を受取るに過ぎず、更に少数の
得ない。但しその中如何に妥し、ても不当で、法律の生ずる。

三、併しかかる結果なる。徴拾円を受取るに過ぎず、更に少数の
得ない。但しその中如何に妥し、ても不当で、法律の生ずる。

三、併しかかる結果なる。徴拾円を受取るに過ぎず、更に少数の
得ない。但しその中如何に妥し、ても不当で、法律の生ずる。

三、併しかかる結果なる。徴拾円を受取るに過ぎず、更に少数の
得ない。但しその中如何に妥し、ても不当で、法律の生ずる。

三、併しかかる結果なる。徴拾円を受取るに過ぎず、更に少数の
得ない。但しその中如何に妥し、ても不当で、法律の生ずる。

三、併しかかる結果なる。徴拾円を受取るに過ぎず、更に少数の
得ない。但しその中如何に妥し、ても不当で、法律の生ずる。

三、併しかかる結果なる。徴拾円を受取るに過ぎず、更に少数の
得ない。但しその中如何に妥し、ても不当で、法律の生ずる。

三、併しかかる結果なる。徴拾円を受取るに過ぎず、更に少数の
得ない。但しその中如何に妥し、ても不当で、法律の生ずる。

三、併しかかる結果なる。徴拾円を受取るに過ぎず、更に少数の
得ない。但しその中如何に妥し、ても不当で、法律の生ずる。

整で 鈴マ鈴とマ最考置に替に附で決鈴たマに
 を作次木ッ木はマ大表し付の確いあ定木もツツ
 要らに遞コ遞何コの通てい際定てつに遞のコい
 すれ第信イ信時イ原りよてに的おて関信ヲイテ
 る、二次氏次氏聞氏因にい大実なつ、す次、氏、
 も大の官一官か一でしと体施もたこる官こ一
 の体原一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 で勤因 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 め務と昨の本年か表 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 り時し年表年か表 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 、同て七を一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 本をは月も月 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 部基、頃ら十 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 長礎二でつ一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 のと九あるのの 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 通し二〇。は通 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 ちた〇。は通 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 上のべ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 かにで 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 も、ス 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 補なは 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 正お非 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 す多常 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 べきに急 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
 こ調い 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

裏面白紙

う理りつ
この由の先
とのい理程
だ当至由來
不慣にから
自當習要ら
分とに約聽
の全よさい
この然つれた
の無てる所
観闕処工を
測係理う綜
はにして合
當そてある
つの來る
て圧た
い力
るに他ち各
かよは一省
のつ組つ
て合はと
押側從つ
さが來た措
れたおし置
たおし置
と強きは
いくた二

裏面白紙

(石黒部長) 課長及び課長輔佐程度の者である。
 (マツコイ氏) 課長に人となるか。当然秘密にすべきこ
 とをいふ。官房長) 参考表なるものは、当然補正さるべ
 佐藤法務總裁官) 近く補正されるものは、当然補正さるべ
 きもので、また近づく。誰の措置を取らうか。これは、
 いわば常識であつて、この措置を取らうか。これは、
 (マツコイ氏) 先程の措置を取らうか。これは、
 (マツコイ氏) 先程の措置を取らうか。これは、
 だろ。マツコイ氏) 先程の措置を取らうか。これは、
 (鈴木通信次官) 根本の問題として、このスタンダードは自
 が不当なものである。根本の問題として、このスタンダードは自
 ことがついでである。根本の問題として、このスタンダードは自
 ける結果となつたり、懸念される。又政治問題としての過激な
 が落ちるといふことは、懸念される。又政治問題としての過激な
 分子の場合によつては、非合法的な活動に走るといふことも
 (マツコイ氏) その政治的問題について、心配しておられる
 ことには、従来日本府の高官が、まだ論議中の問題に
 きた。新聞談話をし、日本府の高官が、まだ論議中の問題に
 ては、新聞談話をし、日本府の高官が、まだ論議中の問題に
 ことは、新聞談話をし、日本府の高官が、まだ論議中の問題に
 ことである。又機密保持という事について、責任ある地位に

裏面白紙

ある者は当然のこと、その下働きする者も責任ある地位にある者と同程度に責任を負わされること、眞剣に考慮せられ、ある。この際機密保持と、或いは早まつた発表というように、とが行われ、ないよう、十分注意し、又適當の指置を講ずること、が絶対必要であると思ふ。ソールタ氏）二、三の点について自分から質問したいが、次官会議は何時この再計算の結果調整が必要になるという問題に、ついで注意を惹かれたか。鈴木通信次官）一月十一日附の通牒から始まつたことで、その数日後から次官会議で眞剣に取上げられた。大体十八、九日頃と記憶する。ソールタ氏）一月二十日の次官会議で所得税に關する年末調整に關して、少くとも給与額の七〇パーセントは支給できるよ、うに納税を延期するといふ決定がなされた由であるか。これに、よつて今日申出でられた困難な状態は解消され、いか。問題、石黒部長）税金の調整の問題は上級の者に、いか。問題、に、なるので、つて、金の調整の問題は、上級の者に、いか。問題、日の話の調整は、下級の者に、いか。問題、ソールタ氏）一八〇〇圓ベースの切替は何時頃なされたか。

裏面白紙

(ソールタ1氏) 問題は、その超過勤務手当の追加拂いなるもの
 が、實はその人の俸給と無關係に、家族数によつて、比例的に計算され
 超過勤務の時、所てある。係に、出され、各官廳が如何なる名儀に、全
 く了解に苦しむ。年終に、十二月分として、金額の總額に、莫大な名儀に、全
 ると、問はず。従つて、實際に、二月分として、金額の總額に、莫大な名儀に、全
 上る、公定額を、給與するに、役立ち、上つて、各人の家、持ち、現在の職
 員の困窮状態を、緩和するに、役立ち、上つて、各人の家、持ち、現在の職
 マッコイ氏) 本日、來訪し、て、頂いて、いる。人を、問題、を、論議、し、又
 こち、から、質、問、する、機会、を、与、え、ら、れ、た、こ、と、を、感、謝、す、る。本、日、の
 提案、に、つ、いて、は、今、朝、つ、い、て、は、適、当、な、機、關、を、通、じ、て、御、返、事、し、よ、う。に、
 提、案、に、つ、いて、は、今、朝、つ、い、て、は、適、当、な、機、關、を、通、じ、て、御、返、事、し、よ、う。に、

(以上をもつて会談を終る)

裏面白紙

別添
二
号

Note Verbalc

January 25, 1949

Readjustment after the recomputation of new pay

In accordance with the provisions of the New Pay Law and the regulations issued thereunder, and in conformity with the various notifications previously made by the New Pay Administrations Board, each of the government departments have been making strict recomputation of the "unauthorized pay" within the month of January. The strict performance of such pay adjustment, however, has demonstrated that a readjustment of new pay for the workers of various departments is considered necessary.

It is earnestly desired therefore that an announcement be made on January 25 to the effect:

a. That such aspect of the application and operation of New Pay Law as can hardly be justified will be readjusted promptly in time for February payment;

b. That the unbalanced situation among various Government departments caused by the introduction of 48 hours of work will be ironed out as soon as possible.

裏
面
白
紙

裏面白紙

(別添第三号)

Any exception will have to be referred to the Office of New Pay Administration with full background information and specific and detailed request for the execution they are seeking.

如何^付備^付指^指引^引についても、新給與實施本部に對し、それに関する十分な経緯の説明資料と具體的且つ詳細な要求書を提出して、その承認を求めなければならぬ。